

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月27日
【報告者の名称】	日本サード・パーティ株式会社
【報告者の所在地】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03(6408)2488(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 伊達 仁
【縦覧に供する場所】	日本サード・パーティ株式会社 (東京都品川区北品川四丁目7番35号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、日本サード・パーティ株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社夢真ホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年9月29日付で提出いたしました意見表明報告書につきまして、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

当社における意思決定に至る過程

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本資本業務提携契約

本公開買付けに応募しない意向である旨の合意

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

当社は平成28年9月28日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関して賛同の意見を表明し、本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにより当社を持分法適用関連会社又は連結子会社とすることを目的としておりますが、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後も、当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下、「JASDAQ」といいます。）における上場は維持される方針です。

(訂正後)

当社は平成28年9月28日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関して賛同の意見を表明し、本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにより当社を持分法適用関連会社又は連結子会社とすることを目的としておりますが、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後も、当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下、「JASDAQ」といいます。）における上場は維持される方針です。

なお、公開買付者は、平成28年10月26日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出し、本公開買付けにおける買付け等の目的の変更及び買付予定数の下限を撤廃（以下、「本買付条件等変更」といいます。）しましたが、当社は、これを踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを平成28年10月26日開催の当社取締役会において決議しております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成28年9月28日、公開買付者が当社を持分法適用関連会社化又は連結子会社化することを目的として、JASDAQに上場している当社株式に対する本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、平成28年9月28日現在、公開買付者は、当社株式を所有しておりません。公開買付者は、本公開買付けに際し、当社の既存株主との間で応募契約を締結していないとのことです。

なお、当社の代表取締役社長であり第3位株主の森豊（所有株数461,553株、所有割合（注）9.08%）は本公開買付けの結果、当社が公開買付者の持分法適用関連会社又は連結子会社になった場合も、当社の代表取締役として留任する予定です。そのため、森豊は、本公開買付け後も継続して当社の経営者としての責務を果たすため、当社株式を継続して保有する意向であり、森豊は、公開買付者に対し、平成28年9月19日、本公開買付けへの応募が買付予定数の下限に満たないような場合を除き、本公開買付けに応募しない意向を口頭にて伝えております。また、代表取締役社長以外の役員に関しても同様に、当社の役員として留任する予定です。役員合算による所有株数は、601,653株、所有割合は11.83%です。

（注） 所有割合とは、当社が平成28年8月9日に提出した第30期第1四半期報告書に記載された、平成28年6月30日現在の当社の発行済株式総数（6,015,600株）から、同四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の当社が保有する自己株式数（930,100株）を控除した株式数（5,085,500株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下の所有割合の記載において同じです。

併せて、当社は、夢真グループとの間で、平成28年9月28日、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といい、本公開買付け及び本資本業務提携を総称して「本取引」といいます。）を締結することを決定いたしました。本資本業務提携契約の詳細については、下記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」「本資本業務提携契約」をご参照ください。

本書提出日現在、当社株式はJASDAQに上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けを、当社を持分法適用関連会社又は連結子会社化することを目的として行うものであることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を、1,695,200株（所有割合：33.33%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。本公開買付けは、公開買付者と当社との間において、下記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本資本業務提携による事業シナジー効果を追及するためのものであり、より強固なアライアンス関係の構築に向け、本公開買付けを行うものです。公開買付者が、本資本業務提携契約に基づき当社に出資するにあたっては、公開買付者が一定以上の所有割合を確保し、当社の本資本業務提携に基づく将来の企業価値向上によるキャピタルゲインを十分に確保できるように、買付予定数の下限割合は33.33%に設定したとのことです。

本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではありませんが、本公開買付けにおいては、応募を希望する当社の株主の皆様にも広く売却の機会を確保する観点から、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限（1,695,200株）以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。そのため、本公開買付けの結果、万一、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、後記「(4) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、公開買付者は当社との間で、上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

(訂正後)

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成28年9月28日、公開買付者が当社を持分法適用関連会社化又は連結子会社化することを目的として、JASDAQに上場している当社株式に対する本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、平成28年9月28日現在、公開買付者は、当社株式を所有していません。公開買付者は、本公開買付けに際し、当社の既存株主との間で応募契約を締結していないとのことです。

なお、当社の代表取締役社長であり第3位株主の森豊（所有株数461,553株、所有割合（注）9.08%）は本公開買付けの結果にかかわらず、当社が公開買付者の持分法適用関連会社又は連結子会社になった場合も、当社の代表取締役として留任する予定です。そのため、森豊は、本公開買付け後も継続して当社の経営者としての責務を果たすため、当社株式を継続して保有する意向であり、森豊は、公開買付者に対し、平成28年10月21日、本公開買付けに応募しない意向を口頭にて伝えております。また、代表取締役社長以外の役員に関しても同様に、当社の役員として留任する予定です。役員合算による所有株数は、601,653株、所有割合は11.83%です。

（注） 所有割合とは、当社が平成28年8月9日に提出した第30期第1四半期報告書に記載された、平成28年6月30日現在の当社の発行済株式総数（6,015,600株）から、同四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の当社が保有する自己株式数（930,100株）を控除した株式数（5,085,500株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下の所有割合の記載において同じです。

併せて、当社は、夢真グループとの間で、平成28年9月28日、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といい、本公開買付け及び本資本業務提携を総称して「本取引」といいます。）を締結することを決定いたしました。本資本業務提携契約の詳細については、下記「(7)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」、「本資本業務提携契約」をご参照ください。

公開買付者は本公開買付けの当初、本公開買付けにより公開買付者が当社株式を取得し、当社を連結子会社又は持分法適用会社とすることで損益を共有するとともに、業務上の提携を行うことにより両社間で強固なパートナー関係を構築することが合理的であると考え、当社を持分法適用関連会社化又は連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施することとして、買付予定数の下限を1,695,200株（所有割合：33.33%）と設定し、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしておりました。しかし、「(7)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本資本業務提携契約」の「()本公開買付けが不成立であった場合の取扱い」に記載のとおり、当社及び公開買付者は、本資本業務提携契約締結当初から、本公開買付けの成立の有無にかかわらず、業務提携については実施することを予定していたとのことです。そして、本資本業務提携契約締結後、公開買付期間初期の本公開買付けへの応募状況に基づく本公開買付けが買付予定数の下限に満たず不成立になる可能性がある中で当社及び公開買付者の間で、再度、本資本業務提携についての議論を深めてまいりました。その中で、公開買付者は当社の持分法適用会社化又は連結子会社化の実現に基づく十分なキャピタルゲインの確保という当初の目的はあるものの、本公開買付けが不成立となり公開買付者が当社株式を全く保有しない状況になるよりは、公開買付者が多寡にかかわらず当社株式を取得することで、両社間の円滑な業務提携関係の構築及びそれに基づくシナジー効果の早期実現の観点から有益であると考えました。そのため、当社は公開買付者より、平成28年10月11日、本公開買付の下限の撤廃の提案を受け、その後、同月26日、当社による取締役会決議に基づく同意が得られたことを受け、公開買付者は本公開買付けの目的を、当社を持分法適用関連会社化又は連結子会社化することから、単に資本関係を構築することに変更し、本公開買付けの下限も撤廃することとしたとのことです。なお、公開買付者として、より多くの当社株式を保有することが、本資本業務提携に基づくキャピタルゲインをより多く得る観点から望ましいと考えており、今後、当社株式を追加で取得する可能性もあるが、その具体的な方法及び時期については現在未定であるとのことです。

なお、当社は、平成28年10月26日開催の当社取締役会において、本買付条件等変更を踏まえ、本公開買付けに関し再度慎重に協議・検討を進めました。協議・検討の結果、公開買付者が当社を持分法適用関連会社又は連結子会社とする公開買付者の当初の目的の変更により、当初想定していたシナジー効果は持分法適用関連会社又は連結子会社とならない場合には限定的となるものの、資本関係の構築によるシナジー効果は規模の大小はあれ生じると判断し、本買付条件等変更を前提としても、本取引が当社および公開買付者が各々の単独での成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に変更はないとの結論に至りました。これらの結論について取締役会長である長谷川将を除く全ての当社取締役が出席し、当該取締役の全員一致により、平成28年9月29日付で当社が提出した意見表明報告書にて既に表明しております、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。なお、当社代表取締役会長である長谷川将は、夢エデュケーションの顧問であることから、本公開買付けに関して利害が相反する恐れがあるため、当社における決議には参加していません。

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役（3名）が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べています。なお、当社監査役には本取引に関して利害関係を有する者はおりません。

本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではありませんが、本公開買付けにおいては、応募を希望する当社の株主の皆様幅広く売却の機会を確保する観点から、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。そのため、本公開買付けの結果、万一、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、後記「(4) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、公開買付者は当社との間で、上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針
(訂正前)

(前略)

また、当社と公開買付者とは、本公開買付けにより公開買付者が当社株式を取得し、当社を連結子会社又は持分法適用関連会社として損益を共有するとともに、業務上の提携を行うことにより両社間で強固なパートナー関係を構築することができる一方で、当社を完全子会社化することは、派遣事業を営む公開買付者としてもIT事業を営む当社としてもメリットを見出せないことから、当社の上場を維持することでその独立性を確保し自主性を尊重することといたしました。そして、当社及び公開買付者は、最終的に本資本業務提携は、下記の観点から両社の企業価値の最大化に資するという認識で一致いたしました。

- () 双方が保有するビジネスノウハウ及び当該ノウハウを有する人材を効率的に共有できる。特に教育事業において当社は次世代テクノロジー教育におけるノウハウを豊富に有しており、一方、公開買付者はこうした教育による成長を求める人材ニーズがあり、教育を経て育成された「高付加価値人材」を受け入れるクライアントを豊富に有している。
- () 双方における既存クライアントの営業情報を共有することで、事業機会の拡大が可能である。公開買付者にとっては特に派遣機会の拡大に向けた営業力の強化を行っており、当社はICTソリューションなどの受託機会の拡大が見込める。
- () 両社が保有する経営管理ノウハウを効率的に共有できる。一部管理部門を共有化することで互いの管理ノウハウ共有や経営の効率化、人材の再配置などでより高度なグループ経営が可能となる。

そして、上記のような資本業務提携によるシナジーを早期に実現するため、当社及び夢真グループは平成28年9月28日付けで本資本業務提携契約を締結し、公開買付者取締役会はその一環として同日付けで当社株式を取得するために本公開買付けを実施することを決議したとのことです。本資本業務提携契約の詳細につきましては、下記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」「本資本業務提携契約」をご参照下さい。

(中略)

なお当社及び公開買付者は、本資本業務提携を円滑に進めるため、本資本業務提携契約に基づき、当社の役員として公開買付者が推薦する複数名を指名し、当社に対し、定時株主総会において、これらの者を候補者とする取締役選任議案を上程するよう要請する予定です。なお、公開買付者が推薦する当社の取締役候補及び監査役候補の具体的な人選については本書提出日現在未定です。また、本資本業務提携契約において、公開買付者より派遣する役員数は2名を下限としております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、当社と公開買付者とは、本公開買付けにより公開買付者が当社株式を取得し、当社を連結子会社又は持分法適用関連会社として損益を共有するとともに、業務上の提携を行うことにより両社間で強固なパートナー関係を構築することができる一方で、当社を完全子会社化することは、派遣事業を営む公開買付者としてもIT事業を営む当社としてもメリットを見出せないことから、当社の上場を維持することでその独立性を確保し自主性を尊重することといたしました。そして、当社及び公開買付者は、最終的に本資本業務提携は、下記の観点から両社の企業価値の最大化に資するという認識で一致いたしました。

- () 双方が保有するビジネスノウハウ及び当該ノウハウを有する人材を効率的に共有できる。特に教育事業において当社は次世代テクノロジー教育におけるノウハウを豊富に有しており、一方、公開買付者はこうした教育による成長を求める人材ニーズがあり、教育を経て育成された「高付加価値人材」を受け入れるクライアントを豊富に有している。
- () 双方における既存クライアントの営業情報を共有することで、事業機会の拡大が可能である。公開買付者にとっては特に派遣機会の拡大に向けた営業力の強化を行っており、当社はICTソリューションなどの受託機会の拡大が見込める。
- () 両社が保有する経営管理ノウハウを効率的に共有できる。一部管理部門を共有化することで互いの管理ノウハウ共有や経営の効率化、人材の再配置などでより高度なグループ経営が可能となる。

そして、上記のような資本業務提携によるシナジーを早期に実現するため、当社及び夢真グループは平成28年9月28日付けで本資本業務提携契約を締結し、公開買付者取締役会はその一環として同日付けで当社株式を取得するために本公開買付けを実施することを決議したとのことです。本資本業務提携契約の詳細につきましては、下記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」「本資本業務提携契約」をご参照下さい。

なお、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、その後、公開買付者は、本公開買付けの目的を、当社を持分法適用関連会社化又は連結子会社化することから、単に資本関係を構築することに変更しております。そのため、上記()「双方における既存クライアントの営業情報を共有することで、事業機会の拡大が可能である。公開買付者にとっては特に派遣機会の拡大に向けた営業力の強化を行っており、当社はICTソリューションなどの受託機会の拡大が見込める。」との業務提携関係の構築については、公開買付者が取得する当社株式数に応じた営業協力を行うことを予定していたところ、このうち営業チャネルの共有、共同販売など、営業オペレーションに関わる業務提携については、少なくとも公開買付者が本公開買付けの結果、当社について持分法適用会社化又は連結子会社化を実現した場合を想定しており、持分法適用会社化できなかった場合の業務提携としては、相互の営業協力などに限定することも想定されます。もっとも、いずれの場合においても規模の大小はあれ、両社間の業務提携により、一定の営業機会の創出を想定できるものと見込んでおります。また、上記()「両社が保有する経営管理ノウハウを効率的に共有できる。一部管理部門を共有化することで互いの管理ノウハウ共有や経営の効率化、人材の再配置などでより高度なグループ経営が可能となる。」との業務提携関係の構築についても、公開買付者が当社を持分法適用会社化できなかった場合は、当社の高い独立性が保たれることから、経費削減を目的とした、管理ノウハウの共有や共同購入等に限定することを想定しています。他方、本公開買付けの結果、公開買付者が当社を持分法適用会社化又は連結子会社化した場合には、最適な人員配置など配置転換を柔軟に行うことにより、経営管理の観点から最適な経営環境を整備し、同じ機能を持つ部門の統合・共通化など、さらに管理体制の適正化を追求し、相互における利潤の追求を行う予定です。以上の本資本業務提携契約に基づく業務提携の具体的な内容については、別途個別契約において合意することを予定しています。

(中略)

なお当社及び公開買付者は、本資本業務提携を円滑に進めるため、本資本業務提携契約に基づき、当社の役員として公開買付者が推薦する複数名を指名し、当社に対し、定時株主総会において、これらの者を候補者とする取締役選任議案を上程するよう要請する予定でしたが、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、その後、公開買付者は、本公開買付けの目的を、当社を持分法適用関連会社化又は連結子会社化することから、単に資本関係を構築することに変更し、これに伴い、本資本業務提携に基づく役員派遣につきましても当社及び公開買付者間で再検討を行い、平成28年10月26日付けで、公開買付者から当社に対する役員の派遣は、本公開買付けによる買付株式数が1,695,200株以上である場合に限るものとする本資本業務提携契約の変更合意書を締結しております。本資本業務提携契約の変更合意書に関する詳細は、下記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。

(後略)

当社における意思決定に至る過程

(訂正前)

(前略)

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役(3名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べています。なお、当社監査役には本取引に関して利害関係を有する者はおりません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役(3名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べています。なお、当社監査役には本取引に関して利害関係を有する者はおりません。

さらに、当社は、平成28年10月26日開催の当社取締役会において、本買付条件等変更を踏まえ、本公開買付けに関し再度慎重に協議・検討を進めました。協議・検討の結果、公開買付者が当社を持分法適用関連会社又は連結子会社とする公開買付者の当初の目的の変更により、当初想定していたシナジー効果は持分法適用関連会社又は連結子会社とならない場合には限定的となるものの、資本関係の構築によるシナジー効果は規模の大小はあれ生じると判断し、本買付条件等変更を前提としても、本取引が当社および公開買付者が各々の単独での成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に変更はないとの結論に至りました。これらの結論について取締役会長である長谷川将を除く全ての当社取締役が出席し、当該取締役の全員一致により、平成28年9月29日付で当社が提出した意見表明報告書にて既に表明しております、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。なお、当社代表取締役会長である長谷川将は、夢エデュケーションの顧問であることから、本公開買付けに関して利害が相反する恐れがあるため、当社における決議には参加していません。

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役(3名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べています。なお、当社監査役には本取引に関して利害関係を有する者はおりません。

(後略)

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

(訂正前)

本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことですが、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限(1,695,200株)以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。この点、東京証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)においては、()株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、()流通株式数(上場株式数から、役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数及び自己株式数等を控除した株式数)が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、()流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額)が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないときを上場廃止基準として定めており、これら上場廃止基準に抵触した上場株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

(後略)

(訂正後)

本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではないとありますが、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。この点、東京証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)においては、()株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、()流通株式数(上場株式数から、役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数及び自己株式数等を控除した株式数)が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、()流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額)が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないときを上場廃止基準として定めており、これら上場廃止基準に抵触した上場株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

(後略)

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

(訂正前)

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。現時点で、追加取得を行わないことを確認しております。

(訂正後)

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。現時点で、追加取得を行わないことを確認しております。ただし公開買付者としては、より多くの当社株式を保有することが、本資本業務提携に基づくキャピタルゲインをより多く得る観点から望ましいと考えており、今後、当社株式を追加で取得する可能性もあります。その具体的な方法及び時期については現在未定であるとのことです。

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、ASCから取得した本株式価値算定書の結果のほか、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、当社との間の協議・交渉等の経過等に鑑み、平成28年9月27日、本公開買付価格を610円と決定したとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、ASCから取得した本株式価値算定書の結果のほか、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、当社との間の協議・交渉等の経過等に鑑み、平成28年9月27日、本公開買付価格を610円と決定したとのことです。

なお、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、その後、公開買付者は、本公開買付けの目的を、当社を持分法適用関連会社化又は連結子会社化することから、単に資本関係を構築することに変更しているところ、ASCによると当該目的の変更は対象者の株式価値の算定に影響はないとのことであり、公開買付者は、当該目的の変更によっても本公開買付け価格は変更していないとのことです。

(後略)

当社における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

(前略)

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役(3名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

なお、上記監査役には本取引に関して利害関係を有する者はおりません。

(訂正後)

(前略)

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役(3名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

なお、上記監査役には本取引に関して利害関係を有する者はありません。

その後、当社は、平成28年10月26日開催の取締役会において、取締役会長である長谷川将を除く全ての当社取締役が出席し、本買付条件等変更を踏まえて、本公開買付けに関して、慎重に協議・検討を行ったところ、その取締役の全員の一致により、本公開買付け変更を前提としても、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議しております。なお、当社代表取締役会長である長谷川将は、夢エデュケーションの顧問であることから、本公開買付けに関して利害が相反する恐れがあるため、当社における決議には参加していません。

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役(3名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べています。なお、当社監査役には本取引に関して利害関係を有する者はありません。

(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本資本業務提携契約

(訂正前)

(前略)

() 本公開買付けが不成立であった場合の取扱い

上記()の業務提携は、本公開買付けの成立を条件とはしておらず、本公開買付けが不成立であった場合でも実施することとしております。

(訂正後)

(前略)

() 本公開買付けが不成立であった場合の取扱い

上記()の業務提携は、本公開買付けの成立を条件とはしておらず、本公開買付けが不成立であった場合でも実施することとしております。

その後、公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの目的を、当社を分法適用関連会社化又は連結子会社化することから、単に資本関係を構築することに変更したところ、これに伴い、当社及び公開買付者は、平成28年10月26日付けで、本資本業務提携契約に関する変更合意書を締結いたしました。その概要は、以下のとおりです。

(a) 上記本資本業務提携契約の概要() (b)において、「本公開買付けが成立することを条件として」とあるのは、「本公開買付けが成立すること(ただし、本公開買付けによる買付株式数が1,695,200株以上である場合に限る。)を条件として」と読み替える。

(b) 上記本資本業務提携契約の概要()は、本公開買付けによる買付株式数が1,695,200株未満である場合には適用しない。

本公開買付けに応募しない意向である旨の合意

(訂正前)

当社の代表取締役社長であり第3位株主の森豊(所有株数461,553株、所有割合9.08%)は、本公開買付けの結果、当社が公開買付者の子会社になった場合も、当社の代表取締役として留任する予定です。そのため、森豊は、本公開買付け後も継続して当社の経営者としての責務を果たすため、当社株式を継続して保有する意向であり、森豊は、公開買付者に対し、平成28年9月19日、本公開買付けへの応募が買付予定数の下限に満たないような場合を除き、本公開買付けに応募しない意向を口頭にて伝えております。

(訂正後)

当社の代表取締役社長であり第3位株主の森豊(所有株数461,553株、所有割合9.08%)は、本公開買付けの結果、当社が公開買付者の子会社になった場合も、当社の代表取締役として留任する予定です。そのため、森豊は、本公開買付け後も継続して当社の経営者としての責務を果たすため、当社株式を継続して保有する意向であり、森豊は、公開買付者に対し、平成28年10月21日、本公開買付けに応募しない意向を口頭にて伝えております。